

松戸市監査委員告示第3号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を、別紙のとおり公表する。

令和5年2月24日

松戸市監査委員	高橋	正剛
同	三好	徹
同	箕輪	信矢
同	岩瀬	麻理



記

監査を実施した 監査委員名	高橋正剛 三好徹 箕輪信矢 岩瀬麻理
監査の種類	定期監査（工事監査）
監査の期日	令和5年1月12日
監査対象工事	松戸市立松戸高等学校外壁改修その他工事（第1期）
監査対象事項	<ul style="list-style-type: none">・設計基準、資料等の整備状況及びその運用の適否・設計図書の適否・設計見積の適否・工事施工計画及び工種ごとの工程表の適否・設計図書と施工状況の対比及びその適否・各種検査、材料試験等の実施状況及びその適否
調査の方法	本工事監査は、工事の技術的な観点に主眼を置いているため、特定非営利活動法人建設技術監査センターに専門技術士の派遣を依頼して、設計図書等の審査及び現場の実地調査を行った。

工事監査結果

・松戸市立松戸高等学校外壁改修その他工事（第1期）

1 工事場所

松戸市紙敷二丁目7番地の5

2 工事概要

(1) 契約金額 契約金額 136,400,000円

(2) 工期 自 令和4年7月27日
至 令和5年3月10日

(3) 施工業者 呉光塗装株式会社

(4) 工事内容 松戸市立松戸高等学校の外壁改修及び屋上防水改修を行う。
外壁改修工事
防水改修工事
塗装改修工事
環境配慮改修工事
その他工事
上記に伴う電気・機械設備工事

3 監査の結果

設計、施工等監査対象事項に係る監査結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。